**地域再生計画**

**１　地域再生計画の名称**

　　三重県移住・就業マッチング支援事業

**２　地域再生計画の作成主体の名称**

　　三重県並びに津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽

市、熊野市、志摩市、伊賀市、員弁郡東員町、多気郡多気町、多気郡明和町、多気

郡大台町、度会郡玉城町、度会郡大紀町、度会郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟

婁郡御浜町及び南牟婁郡紀宝町

**３　地域再生計画の区域**

三重県の全域

**４　地域再生計画の目標**

本県の人口は、平成17（2005）年から「自然減」に転じており、直近では179万人（ H30.10.1現在の推計人口）となっている。

また、「社会減」については、平成20（2008）年から進みつつあり、平成30

（2018）年には転出超過数は全国13位の4,225人となり、２年連続で4,000人を超え過去10年間で最多となった。 転出超過のうち、15歳から29歳の若者が全体の

75.4％を占め、若者の県外流出が顕著となっている。また、平成29（2017）年と比較すると15歳から29歳の若者の転出超過は200人減少したものの、子育て世代である30歳から39歳が207人増加した。

転出先を都道府県別にみると、近隣の愛知県、大阪府に次いで東京都が多くなっており、東京一極集中の影響を本県も受けている。

一方、本県の雇用情勢は、平成31（2019）年４月の有効求人倍率が1.73倍とな

り、引き続き高水準で推移しており、人口減少や若者を中心とした転出超過と相まって、中小企業を中心に労働力不足が喫緊の課題となっている。

また、平成30（2018）年７月に県が実施した事業所アンケートによると、経営上の課題についての問いに、「従業員の確保難」と回答する企業が最も多く46.5％となっているとともに、人材の確保については63.9％の企業が「想定どおりに採用できていない」と回答している。

さらに、県内へのＵＩターン就職をめざす若者へのアンケートからは、「三重県には働く場所が少ない」等の意見があるなど、県内企業等の情報が都市部の若者等へ十分に届いていない可能性がある。

このような状況は、貴重な労働力の減少とともに、消費市場の縮小という形で供給面と需要面の双方に影響を与え、地域の活力を低下させていくこととなり、三重県経済を負のスパイラルへと陥らせる恐れがある。

こうしたことから、県内中小企業等の求人情報を掲載するサイトを開設し、企業等の情報発信力の強化を図るとともに、当該サイトの活用を通じて、県内中小企業等へ就業する東京圏からの移住者を対象に、市町と連携して、移住に必要な費用を支援する新たな制度を創設する。

本事業の実施により、若者・子育て世代等の三重への就業・移住を促進し、地域活力の向上を図ることで、本県経済の持続的な発展につなげていくとともに、東京圏の様々な人から三重が選ばれ、人々の交流が深まり、豊かに暮らすことができる三重「希望がかない、選ばれる三重」の実現をめざす。

【数値目標】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＫＰＩ | 事業開始前  （現時点） | 2019年度増加分  １年目 | 2020年度増加分  ２年目 |
| 本移住支援事業に基づく移住就業者数（人） | 27 | 12 | 50 |
| ﾏｯﾁﾝｸﾞｻｲﾄに新たに掲載された求人数（件） | 0 | 300 | 100 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 2021年度増加分  ３年目 | 2022年度増加分  ４年目 | 2023年度増加分  ５年目 | 2024年度増加分  ６年目 | KPI増加分  の累計 |
| 50 | 50 | 50 | 50 | 262 |
| 100 | 100 | 100 | 100 | 800 |

**５　地域再生を図るために行う事業**

５－１　全体の概要

５－２の③のとおり。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

〇　地方創生推進交付金（内閣府）：【Ａ３００７】

①　事業主体

２に同じ。

②　事業の名称

　三重県移住・就業マッチング支援事業

③　事業の内容

　　　　１．マッチング支援事業

　　　　　　県内中小企業等の人材確保を促進するため、新たに移住者（離転職者）

向けに県内企業等の求人情報を掲載するマッチングサイトを構築するとと

もに、マッチングサイトが有効活用されるよう、県内企業等が情報発信力

を強化する企業向けセミナーを開催するほか、関係機関や市町等と連携し

て当該サイトへの登録企業等の増加を図る。

　　　　　　マッチングサイト上には、「しごと」情報だけでなく、「社風」やその

企業の持つ「強み」なども掲載するほか、「暮らし」に関する地域情報な

ども参照できるようにし、三重の魅力を発信する。

　　　　　　＜対象就業先となる法人の要件＞

　　　　　　　国が示す要件のほか、次の要件をすべて満たす法人等

　　　　　　　・労働力不足が深刻な分野（製造業やサービス業、農林水産業、観光

関連産業、建設、運輸、医療・福祉・介護等）の法人であること。

　　　　　　　・就業地が三重県内であること。

　　　　　　　・県税の滞納がないこと。

２．移住支援事業

　　　　　　若者・子育て世代等の移住を促進するため、東京一極集中是正の観点か

ら、東京23区で一定期間在住または勤務していた者が、上記「１　マッチ

ング支援事業」を活用して県内に就業・移住する場合、市町と連携して、移住にかかる費用を定額で補助する。

世帯での移住の場合：定額 100万円

　　　　　　単身での移住の場合：定額　60万円

④　事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

行政が移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な制度整備や調整を行うことにより、労働力不足に悩む地域の中小企業等への就職を促進するとともに、東京都にある「ええとこやんか三重移住相談センター」や市町の移住相談窓口、空き家バンク、空き家リノベーション事業等を有機的に活用することにより、移住者の受け入れに不可欠な仕事や住まいを確保するための支援を行うことで総合的な環境整備を行う。

　その一方で、求人を行う地域の中小企業等は、公益財団法人三重県産業

支援センターや商工団体、地域金融機関等の支援も活用しながら、東京の

移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を

確保し、地域産業の基礎を作る。

　このように官民が協働することによって、幅広く移住者を受け入れる体

制の充実を図るとともに、それぞれの立場を生かして政策効果をより高い

ものとする。

【地域間連携】

県は、県内全域を見渡す立場から、移住支援金支給者の対象就業先となる企業の選定要件等を軸として、就業が促進されるよう全体的なスキームの調整を行う。また、首都圏での事業周知や移住後のギャップがないようきめ細かな相談対応を行う。その一方で、各市町は個別の地域の事情をよく知る立場から、移住支援金支給者の就業先となる具体的な企業の掘り起こしや、地域住民への本事業の周知、移住者に対する地域情報の提供や移住後のフォロー、UIターン施策情報の提供等を行うことで県との有機的な連携を図る。

　　このように県と市町がそれぞれの立場を生かして連携を行うことによ

り、地域全体での活力向上を実現する。

【政策間連携】

本県では、移住支援金支給者の就業先として、労働力不足が深刻な分野の県内中小企業等を選定することにより、移住政策を地域における産業の振興や労働力不足、後継者不足に悩む県内中小企業等の雇用の確保へとつなげる。

　また、就業しても早期に離職する人が一定数存在することから、東京の「ええとこやんか三重 移住相談センター」において、「子育て」等に関する情報を提供し、予め移住希望者のニーズに応じた丁寧な移住相談を実施するとともに、インターンシップやお試し住宅などにより現地訪問等を行うことで、県内中小企業等への就職後の離職の防止を図る。

　これらにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

⑤　事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

４の【数値目標】に同じ。

⑥　評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

住民、産官学金労言の代表者で構成する「三重県地方創生会議」に検証部会を設置し、基本目標にかかる数値目標や基本的な取組方向にかかる重要業績評価指標（KPI）の達成度により、取組の進捗状況を把握するとともに、効果の検証を行う。

【外部組織の参画者】

　　検証部会委員に次の者を選定する。

　石阪 督規 埼玉大学教授、杉浦 礼子 名古屋学院大学准教授、松田 茂樹 中京大学教授、松田 裕子 三重大学副学長、落合 知 三重労働局雇用環境・均等室長、森田 幸利 三重県農業協同組合中央会参事、吉仲 繁樹 三重県商工会議所連合会専務理事

【検証結果の公表の方法】

検証部会は公開で実施するとともに、検証後、県のHPにて配付資料等を

公表する。

⑦　交付対象事業に要する経費

・　法第５条第４項第１号イに関する事業【A3007】

総事業費　288,897千円

⑧　事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年３月31日まで

⑨　その他必要な事項

　　　　　特になし

５－３　その他の事業

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

該当なし

**６　計画期間**

地域再生計画の認定の日から2025年３月31日まで

**７　目標の達成状況に係る評価に関する事項**

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

５－２の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

４に掲げる目標について、７－１に掲げる評価の手法により行う。

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

５－２の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。